

第 46 回政策評価審議会（第 45 回政策評価制度部会との合同） 議事要旨

1 日 時

令和 8 年 3 月 24 日（火）10 時 00 分から 11 時 30 分

2 場 所

合同庁舎第 2 号館第 1 特別会議室（W e b 会議併用）

3 出席者

（委員）

市川晃会長、田邊國昭会長代理、伊藤由希子委員、岩崎尚子委員、亀井善太郎委員、深谷健臨時委員、岸本充生委員、関麻衣専門委員、平田彩子専門委員

（総務省）

阪本総務審議官、菅原行政評価局長、原嶋大臣官房審議官、大槻大臣官房審議官、河野総務課長、尾原企画課長、黒田政策評価課長、大上評価監視官、伊藤評価監視官

4 議 題

- 1 政策評価に関する取組状況について
- 2 今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について
- 3 最近の行政評価局の動向について

5 資 料

資料 1 政策評価に関する基本方針の見直しの振り返りを踏まえた今後の支援策（案）-次なる政策改善を導くための評価とするために

資料 2 - 1 災害弔慰金の支給事務に関する調査

資料 2 - 2 屋内遊戯施設に関する調査-こどもの安全確保を中心として-

資料 3 - 1 令和 8 年度行政評価等プログラムのポイント（案）

資料 3 - 2 令和 8 年度行政評価等プログラム（案）

6 会議経過（○：委員発言、→：事務局発言）

- （1）事務局から、「政策評価に関する取組状況」について、資料 1 に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

○ A I の活用に関して、海外製のものも多くある中で、どのような形で使うのか、

ある程度のルール化が必要ということ、また、A Iは便利で知識は引き継ぐことができるが、熱量を引き継ぐことが重要である、ということ。この政策がどれぐらい重要で、どれぐらいのタイムリミットなのか、などといった熱量は、なかなかA Iだけには頼れない部分であり、人ができることと生成A Iができることが有機的に結合するように進めていただきたい。また、基本的には文書チェックに使うということであるが、実務レベルでどのように使っていくかということが、おそらく検討課題になってくると思うので、そのような部分をまた事例として紹介いただきたい。

参考資料として掲載している諸外国の運用事例について、共通しているのは目的意識と優先順位という考え方だと思う。説明の中でメリハリという言葉があったが、評価書という形では非常にフラットに並んでいるような印象をまだ持っている。例えば、評価すべき今年の一押しはこれ、というものや、政策の中にも目的を探すようなものから、目的が明確であるがうまくいってないという課題が明確なものまで様々あると思うので、そういったものが分かりやすく示されるように、諸外国の例も参考にしながら、更に進めていただきたい。

→ A Iの活用場面について、租税特別措置等の政策評価書の点検において、現在は評価書を人力で見ているところ、チェックリストをA Iに読み込ませ、どこまで人に近いチェックができるかという点をまずは検討していきたい。それは我々のチェックに役立つものであるが、各府省でも評価書を作成する際には同じようにチェックできる可能性はあるので、双方で利便性が高まるような調査研究にしていきたい。

また、諸外国の事例に関して、メリハリをつけて各府省が行いたいような評価をする運用になっているので、我が国においても評価担当部局が意思を持って取り組めるように支援していきたい。

○ 最も重要だと思うのは、やはり前提となる考え方である。もともとの答申の前提としてあるのは、激しい社会の変化や、A Iをどのように活用していくかなどのほか、これは社会の要請に従ったものでもあると思うが、統治機構改革の結果、内閣主導、ひいては政治主導という形で政策立案が政治側から官側に持ち込まれることが各府省で多々起きている、ということ。このような中で、官側が意思を持って、どのように取り組むのかということが問われているのではないかと思う。4ページに書かれている政策効果の発現の経路をきちんと設計することは、どこから政策が持ち込まれようが必要なことであり、まさに行政の専門家あるいは政策立案の専門家である各府省が、それぞれの領域において政策効果の発現の経路をしっかりと考えながら走っていくことが必要である。従来型の政策と比べ、現在はなかなかこのP D C AのPの時間を割けないが、それでもしっかりとPを考えただで、どのようなエビデンスを収集していくのかということ、ロジックモデルや効果発現の経路に応じてしっかりと考えていく必要がある。このエビデンスが非常に重要で、一般的にインパクトやアウトカムといった政策の効果について、

実際にうまくいったかどうかを見ることも重要だが、もう一方で、時間が短いと
なると副反応や副作用と言われているようなものが社会に生じる場合もある。こ
のプラスのエビデンスとマイナスのエビデンスをしっかりと見ていただいて、次の
政策の見直しの際に、このトレードオフがあるのであれば政策を見直す、ある
いはやめる、ということを政治に対してもしっかりと言える官僚機構であって
いただきたい。そういう意味で今回の見直しは、まさにメリハリをつけて、どこに官
僚機構の皆様が力を入れていくのかという点をしっかりと考えなければいけないと
ころであり、各府省におかれても、まさに組織の問題としてしっかりと取り組ん
でいただきたい。人の意思あるいは熱量が重要だと思うので、この意思をしま
り持ってこのPDCAに取り組んでいただくということを是非お願いしたい。

→ まさに、政策評価というのは、ある意味、強力な武器になる。説明の道具として
どのように使うのかを、具体的な事例等も示しながら、各府省に役立つ支援をし
っかり行っていきたい。

○ 上記に関連し、評価自体を自己目的化しないという点から、政策形成メカニ
ズムの中で、評価をどのように考えるかということもやはり重要だと改めて思った。
そこで考えなくてはいけないのは、評価を行う担当者と意思決定を行う者との、
ある種のリンクが切れないようにするにはどうすればよいか、担当者が変わって
しまったときにどのようにリンケージをずっと確保していくか、という点である。
人に対する教育などのトレーニングも重要であるが、併せて、制度的にどう考
えるかも重要であり、ガイドラインへの記載、改定等でどのようにチューニングし
て運用していくかということも改めて考えていただきたい。

→ 評価担当部局と企画の部門など、どうしても縦割りになりがちな部分があるの
で、そういった部分をリンケージさせることは我々も重要と認識している。言う
だけではなくて、制度的にもどのようにしていくのか、しっかりと考えていきたい。

○ 上記に関連して、4ページの「0. 前提となる考え方」の、特にPlanの部分
を充実して、そこに評価の要素もできるだけ盛り込むこと、チェックの構造もあ
らかじめ考えておくことは非常に正しい一方で、質的な要素として、例えば、ヒア
リング等から把握した、当初予定していなかった事象も、オープンな形で、Pの
部分での評価要素に是非組み込んでいただきたい。もちろん、政策効果をエビデ
ンスとして測定する試みはとても重要だが、その一方で、予期せぬ、意図せざる
効果が発生しているかもしれず、そこは現場の実際の声として、どのようなこと
が起こっているのかといったことをボトムアップ的に質的なデータとしてすく
い取ることも同時に行っていただければ、とてもバランスのとれた評価になる。

→ まさしくそのとおりで、5ページの図においても、船が上に行ったり下に行っ
たりという形で表現しているが、当初予定どおりに進むわけではないということ
を前提として、軌道修正できていくような行政であるべきだということは、やは
り意識していきたい。

○ 3年前と比較すれば非常に取組事例も増えて、大分進展があったと拝察してい

る。今後の政策評価の方向性としてP D C AのPを充実させた上での評価をしていくこと、また、伴走支援についてもしっかり進めていただくということが重要。また、生成A Iについては、租税特別措置等を題材に進められているようだが、具体的な活用事例はより広範に広げていただきたい。データの収集方法や技術に関してA Iを活用することで質もより高まる。これは人口減少や労働力の生産制約の中では非常に重要で、政策の評価や立案すべき事案の質が変わってきていると思うので、そういった部分に活用いただきたい。諸外国における政策評価の運用事例についても非常に興味高く拝見した。英国やオランダは非常に斬新なテーマでもって進めており、やはりイノベーション政策ごとに、オランダでは4年から7年というスパンで政策の評価を実行していくという、非常にスピード感を持って進めているようなので、海外の事例なども参考にされながら、日本がどのように着地点を目指していくのか、是非御教示いただきたい。

→ 事例を増やしていくことについて、未知数な部分もあるが、A Iだとどこまでできるのか明示していきたい。また、諸外国の事例もしっかり参考にしていきたい。

○ P D C Aを回すに当たり、時間がないという現状や人材もまだこれから育てていくという制約がある中で、Pにどれだけ仕込みができるかどうかが、最終的に意思決定に活用できるレベルの質の政策評価になるかどうかであり、そのためには平時からのデータ活用、データ整備をしておくことが非常に重要である。現状では日本は行政データの活用が非常に低調となっている。様々な制約があり、各府省が大変苦労はされているが、国税と地方税をつなぎ合わせて分析するなど、ほかの国だとできる部分がまだできていない。府省をまたいでデータを活用して政策効果を分析するためには、平時からのデータの整備が非常に重要になり、個人情報などをどのように保護した上でE B P Mに必要な分析ができるかという議論についても、余りコンサバティブになり過ぎず、なるべく世界標準に合わせて強く推し進めていく必要があることを強調したい。

→ データの整備はもちろん重要との認識で、どのような方法が評価に結び付くような統計の使い方になるのか、しっかりと考えた上で、統計部局とも連携していきたい。

○ プロポーショナルリティについては、規制評価での導入をずっと考えていて、海外の調査に同行した際に各国の担当者に聞くと、そんなの常識だろう、という反応で調査に苦労したこともあり、今回の参考資料で出していただいたような言語化がうまくできななかったが、今後、プロポーショナルリティの観点から大きいものだ、小さいものだと判断した事例が実際に積み重なってくると、政策評価の担当者にとって判断の目安になるだろう。生成A Iの活用について、場合によっては生成A Iを使った結果を人がチェックをすることになり二度手間になることもあり得る。そういった意味で、生成A Iを使うことの評価も必要。また、急いで導入された政策について、政策評価ができなかった、としてしまうのではなく、事後

評価とも違う、少し遅れて評価をするケースもあり得ると思う。そういったときこそ二次的な、非意図的な影響が出やすいと思うので、そのような評価のケースも明示的に示すとよいと思う。

→ 我々も海外調査をした際に、プロポーショナルリティは当たり前といった反応を受けた。日本ではどうしても一律で評価を行いがちだが、そうではない納得できるメリハリを各府省と議論していきたい。生成AIも二度手間にならないように気を付けていきたい。また、急いで導入されたケースについても定期的に見直すということもあるだろうし、例えば基金など長期で設置されるものについては、決まった期間で見直すような方法も行われていたりするので、参考にしながら整理を考えていきたい。

○ 伴走型支援には幾つかのポイントがある。一つは、伴走なので、こちらからまず何かアクションをするというよりは、先方が必要なことや相談等に対してきちんと応えていくことが基本の姿であり、その距離感というのが非常に大切。二つ目は、途中でやめない又は時間軸に沿って変えていくこと。例えば、時間が経てば先方のニーズも変わってくる可能性もあり、その政策の姿自体も変化していくので、それを見据えて付き添っていくことがポイント。三つ目は、縦割りにしないこと。領域ごとの組織分担で応えていくことも必要だが、国民にとってはそれで終わりではなく、同じような問題がほかにもあったり、解決後に別の組織体による問題がでてきたりするような部分もあろうかと思う。横展開してつないでいくことが、伴走型支援として目指していくところだと思う。伴走型支援を実効あるものにしていく際には、これらのポイントに対してお気遣いいただきたい。

→ 制度官庁はどうしても上から目線になりがちの部分もあるので、そうならないようにしっかり気を付けて、先方に必要なことにきちんと対応していきたい。しっかりと満足してもらえる支援ができればと考えており、また、その際には縦割りにならないように気を付けてまいりたい。

審議内容を踏まえて、各府省に対する支援策を実行することとなった。

(2) 事務局から、「今後実施する行政運営改善調査のテーマ案」について、資料2に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

<災害弔慰金の支給事務に関する調査>

○ 令和6年能登半島地震において、現場の方から、「罹災証明や再建支援金といった様々な手続を何度も行うこととなったが、マイナンバー制度を利用し、一度の手続で関係するものを申し出ることができれば、手続がすぐに終わったのではないか」との意見があった。災害弔慰金もそうだが、どのような情報をどのように活用すれば迅速に対応できるのかということを見直すようにしてほしい。

○ 災害関連死が発生することの背景には、その方がどのように被災し、どのよう

な支援があったかといった履歴把握も必要となるが、この部分だけではなく、被災者に対するどのような体制を構築することが重要なのかということも投げかけるようにしてほしい。

- 災害関連死の認定に関しては、公表されている関連論文があるので参考にしていただければ。
- 本調査については、災害関連死の認定がポイントとなる。認定には医師が加わる必要があるが、医師は多忙であることが課題。うまくいっている地方公共団体の取組を困っている地方公共団体を取り入れることはできないかという視点も必要ではないか。
- 取組が進んでいる地方公共団体とそうでない地方公共団体の差が明らかになるかもしれない。進んでいる地方公共団体の取組を取り入れることが難しい地方公共団体もあると思うが、その場合にどのようなことができるのかということが把握できればよいと思う。
- 被災者の目線・立場からの情報の活用や体制構築、医師への委員委嘱の際の観点など、貴重な御意見、御指摘を頂いたので、調査に生かしてまいりたい。

<屋内遊戯施設に関する調査-こどもの安全確保を中心として->

- 公園でも、児童館でも、いわゆる遊園地でもないような場所の遊び場の管理責任について、いろいろな法体系のあい路に入っている。そういった部分に着目したのは非常に重要なことであるが、規制がかかることによって、遊び場が減少するといったことにならないよう、実態調査の中で、特にこどもの利用が多いようなものは生かせるように検討してほしい。
- 遊具については見事に穴が開いている。安全に関して穴は塞がなければいけないというのが根本的なスタンスであるが、塞ぎ過ぎて負担が大きくなるということのもまた副作用ではある。どのような形の穴が開いていて、それを埋めるために最低限どのようなことが必要なのかといった点を明らかにしてほしい。また、規制は各府省による縦割りで行うことになるのかもしれないが、本調査で各府省に役立つような情報が出てくるのではないかと期待している。
- 対応が追い付いていないという点では重要な調査である。事業者はガイドラインに基づき対応していると思うが、実際にどこが危ないのかはユーザーが認識しているのではないか。広い施設の方が楽しいかもしれないが、目が届かない場所があり、危ないかもしれない。そういった点を拾い上げられれば役に立つと思う。
- 今回、この調査を行うに当たり、規制によってこどもの遊具が面白くなってしまうということは良くないと考えている。特に安全の確保の観点から事業者が何を求めているかという点を事業者等の話を聞きながら調査したい。また、ユーザー目線についても、今後の調査設計の中でできる限り尊重したいと考えている。

○ 実際に遊具で遊ぶこどもたち、親の目線というものを持って調査してほしい。

審議内容を踏まえて、具体の調査設計を進めることとなった。

(3) 事務局から、「最近の行政評価局の動向」について、資料3に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

○ 「生成A I等のデジタル技術を活用した業務の効率化等」について、生成A Iは、積極的に使うべきであるが、担い手の劣化が起きないかは注意して見てほしい。効率化という物差し一本で取り組むと、おかしなことになるので、効率化によって良い方向に持って行けるか、目配りいただきたい。

○ 「社会経済の変化への対応（地域における人材不足への対応）」について、小規模な地方公共団体で特に人材不足が深刻になっているため、広域化やデジタル化のための支援がなされているが、これらの支援と連携しながら取り組んでいただきたい。また、政策立案の段階で、横串を刺しながら広域化やデジタル化を推進できるような取組をお願いしたい。

○ 国・地方共通相談チャットボット（Govbot（ガボット））については、アクセス件数が増えれば、より高次のサービスも提供できるようになってくると思うので、引き続き住民目線でサービスの提供に努めていただきたい。

審議内容を踏まえて、引き続き、各府省の政策立案・改善の取組を後押ししていくよう積極的に取組を進めることとなった。

以上

（文責：総務省行政評価局）